

玉川学園・東玉川学園地区

防災計画

発災編

2023年12月9日

Rev.1

玉川学園自主防災隊長会議

目次

用語定義.....	2
1. はじめに.....	5
2. 前提および目的.....	5
3. 責務.....	5
3.1. 地区自主防災隊の責務.....	5
3.2. 町内会の責務.....	6
3.3. 地区自主防災隊役員の責務.....	6
3.4. 町内会役員および町内会地区役員の責務.....	6
3.5. 地域住民の責務.....	6
4. 地震被害.....	7
5. 地域の特性.....	7
6. 地域の危険度および被害想定.....	8
7. 発災以降の活動の流れ.....	11
7.1. 発災の定義.....	11
7.2. 震度5強の地震への対応.....	11
7.3. 発災後の行動や活動.....	11
(1) 自助.....	11
(2) 近助.....	11
(3) 共助.....	11
(4) 自主防災隊の初動期の活動.....	11
(5) 自主防災隊の活動(発災から三日目以降).....	12
8. 発災以降の防災活動.....	13
8.1. 防災拠点.....	13
(1) 防災拠点の設営.....	13
(2) 防災拠点の運営.....	13
(3) 資機材.....	14
8.2. 情報伝達.....	15
(1) 簡易無線機による情報伝達.....	15
(2) 回覧・ポスティング・掲示板による情報伝達.....	15
8.3. 本部情報班.....	15
8.4. 活動.....	16
(1) 被害状況の把握と防災活動への協力の呼び掛け.....	16
(2) 安否確認.....	16
(3) 救出救命救護.....	17
(4) 搬送.....	17
(5) 消火.....	18
(6) 避難誘導.....	18
(7) 緊急パトロール.....	18
(8) 防火・防犯パトロール.....	19
(9) 行方不明者の捜索.....	19
(10) 在宅避難者支援プログラム.....	19
(11) 避難施設の開設・運営支援.....	20
9. 防災リーダー育成プログラム.....	21
10. 課題.....	21
10.1. 防災体制の見直し・人材育成・資機材の充実.....	21
10.2. 地域住民の防災意識.....	21
11. 防災活動のタイムライン.....	23

用語定義

この地区防災計画で使用する用語や略語などを定義する。

用語・略語	解説
地区防災計画	<p>地区防災計画については、災害対策基本法第 42 条第 3 項に以下のように定められている。</p> <p>「市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者(以下この項及び次条において「地区居住者等」という。)が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画(同条において「地区防災計画」という。)について定めることができる。」</p> <p>地区防災計画の目的・作成・内容・運用については、地区防災計画ガイドライン(内閣府・防災担当)や地区防災計画とは(日本防災士会)に下記のように示されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 作成する目的は、地域防災力を高めて、地域を活性化すること • 地区の特性に応じて、自由な内容で計画を作成することができる • 最初から完璧なものを目指す必要はない • 「災害時に、誰が、何を、どれだけ、どのようにすべきか」等について規定すること • 毎年防災訓練を行うこと • 人材育成を進めること • 定期的に見直しを行うこと
自主防災隊 または 地区自主防災隊	<p>特にことわりが無ければ、玉川学園町内会を母体とする下記の自主防災組織を云う。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 玉川学園第一地区自主防災隊 • 玉川学園第二地区自主防災隊 • 玉川学園第三地区自主防災隊 • 玉川学園第四地区自主防災隊 • 玉川学園第五地区自主防災隊 • 玉川学園第六地区自主防災隊 • 玉川学園第七地区自主防災隊 • 玉川学園第八地区自主防災隊
避難施設	<p>特にことわりが無ければ、震災時に設置される避難施設を云う。「東京防災」などで云う避難所と同じである。避難者が宿泊することが可能な施設で、法に規定される「指定避難所」にもあたる。本用語は「町田市地域防災計画」に定められている。</p>
施設管理者	<p>避難施設となる小学校、中学校では、学校長である。</p>
避難施設指定職員、略語:指定職員	<p>震災時に、避難施設(町田第五小学校、南大谷小学校、南大谷中学校、成瀬台小学校、成瀬台中学校、金井小学校など)に参集する町田市が指定した市の職員を云う。避難施設にそれぞれ4名が指定されている。</p>

用語・略語	解説
一時集合場所	「一時」は「いつとき」と云う。この場所は地域の自主防災組織が指定した公園や広場である。避難施設に避難する住民はここに集合し、自主防災組織メンバーの誘導のもとに集団で避難施設に移動する。また、近隣住民が安否確認や情報交換を行ったりする場所でもある。この場所と避難施設の間で無線通話によって、避難施設の開設状況や避難者の人数などを連絡する。地区自主防災隊では、地区に1つ以上の一時集合場所を定めている。発災時には、支障がなければ、その内の一つに地区自主防災隊の防災拠点が設けられる。
防災拠点	発災時に地区自主防災隊が活動する拠点(地区自主防災隊の本部を設置する場所)を防災拠点と云う。
防災拠点配置図	地区自主防災隊の本部となるテントや避難者の待機用テント、簡易トイレなどの配置を書いた図。夜間の活動に必要な投光器などの配置も図に示される。 状況によっては、感染防止の観点から、待機スペースを分離する。公園の広さや形状に合わせて、各地区自主防災隊が作成する。
避難場所(避難広場)	町田市が指定した避難場所(町田市では避難広場と読み替えている)は、震災時に拡大する延焼火災から一時的に避難する場所。この地域及び周辺には、玉川学園大グラウンド、昭和薬科大学グラウンド、三井住友海上玉川研修所グラウンド、町田第五小学校グラウンド、南大谷小学校グラウンド、南大谷中学校グラウンド、成瀬台小学校グラウンド、成瀬台中学校グラウンド、金井小学校グラウンド、成瀬台中央公園がある。
災害拠点病院	主に重症者の収容・治療を行う都が指定する病院。 災害拠点病院の敷地内には、市が緊急医療救護所を設置し、医師会等との協力の下、トリアージ及び軽症者への手当てを行う。 町田市民病院(旭町 2-15-41)、南町田病院(鶴間 4-4-1)
災害拠点連携病院	主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う都が指定する病院及び市が独自に定める病院。 災害拠点病院と同様に、敷地内に市が緊急医療救護所を設置し、医師会との協力の下、軽症者への手当てを行う。 当地域に近い災害拠点連携病院： 町田胃腸病院(旭町 1-17-21)、あけぼの病院(中町 1-23-3)
震災時医療拠点	災害拠点連携病院から離れた地域において拠点病院の代わりに負傷者への医療救護活動を実施するための拠点である。医師や看護師および薬剤師が救護活動を行う施設である。 当地域に近い震災時医療拠点： 成瀬台小学校(成瀬台 2-5-2)
二次避難施設	町田市と協定を結び、災害時に要介護者などを受け入れる介護施設である。
在宅避難者	在宅で避難生活をおくる人を云う。
要配慮者	特に配慮が必要な、要介護者(介護を要する障害者・介護を要する高齢者・介護を要する傷病者)、妊産婦、乳幼児(含む保護者不明の子供)、日本語の話せない外国人などを云う。
避難行動要支援者	要配慮者の内、災害発生時に自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする方を云う。
避難行動要支援者名簿	市が作成した避難行動要支援者の名簿である。市や地域の民生委員が保有している。(注)市に申請することで町内会、自治会、自主防災組織で保有することができる。

用語・略語	解説
帰宅困難者	帰宅困難者は、玉川学園コミュニティセンターなどが受け入れる。
安否情報届	自主防災組織が、発災時の安否確認を行う目的で地域住民の了承を得て集めた届書を云う。安否情報届の実際の名称は、自主防災組織によって異なる。
見守りネットワーク	町田市高齢者支援センターが主催する、地域の高齢者を見守る活動である。地域をブロックに分けてブロック毎に、あんしん協力員のもとに、あんしん連絡員が高齢者の見守りを行っている。
避難者登録票	一時集合場所などで、避難施設への入居を希望される方に配付される入居申し込みの書類を云う。家族単位で、代表者の氏名、住所、人数などを記入する。また、避難者登録票には避難施設で役に立つ特技や資格を記入する欄が設けられている。避難施設の入居受付で登録票を提出すると、避難者名簿が渡される。
避難者名簿	町田市が用意した複写式の書類で、避難施設への入居時に、入居受付で避難者に記入してもらい、避難施設に入居する家族全員の氏名・年齢・性別や不在家族の情報・住居の被災状況などを記入する。この複写式用紙の一枚は町田市に提出する。
安否確認表	安否確認の結果を記載する。支部または班単位で、その世帯リスト(非会員も含める)を作っておき、安否確認の際に使用する。
地域組織	主に、玉川学園・東玉川学園地区の自主防災組織(含む地区自主防災隊)や町内会、自治会を云う。ただし、近隣の自主防災組織や町内会、自治会を含む場合もある。
地域団体	この地域の町内会・自治会、玉川学園社会福祉協議会、教育機関(大学、小中学校、幼稚園、保育園)、第三高齢者支援センター、地域の医療機関、地域の介護機関(桜実会など)、地域の商店会(玉川学園商店会、玉川学園南口商店会など)、地域コミュニティ等
道路閉塞	地震による建物や塀、電柱、立木などの倒壊、土砂崩れ、道路の陥没、道路沿線の火災などにより道路が通れなくなること。
本文中の【 】	本文中の【 】にて、手順書や帳票類の名称を示す。

1. はじめに

この地域の地域組織の歴史を振り返ってみると、1962年に玉川学園町内会(以下、町内会と称す)が誕生し、その後、1986年に町内会に地区会議が新設され8つの地区が誕生した。町田市の自主防災組織創設要請を受けて町内会を母体とする自主防災組織が1990年代に創設され、1993年に、1つだった自主防災組織を町内会の8つの地区に分割し、玉川学園第一地区自主防災隊～玉川学園第八地区自主防災隊(以下、総称して地区自主防災隊と称す)となった。以降、地区自主防災隊と町内会が、機動性のある「玉川学園自主防災連合体」として活動している。「玉川学園自主防災連合体」の会議体である自主防災隊長会議の場で、この地域の年間の防災活動計画の立案や問題点の把握や諸課題の解決に向けた話し合いが行われている。

玉川学園・東玉川学園地区防災計画を策定するにあたり、この伝統を継承するものとする。

2. 前提および目的

- ・ 玉川学園・東玉川学園地区防災計画(以下、防災計画と称す)の対象地域は、玉川学園・東玉川学園地域とする。ただし、他の自主防災組織や自治会と重なる地域については、関係する自主防災組織や自治会との連携を図る。
- ・ 防災計画では、当該地域の地域団体や近隣の地域との連携を図ることも目的とする。
- ・ 防災計画の対象となる人々は、対象地域に住んでいる人々および対象地域で事業を営んでいる人々、対象地域で働いている人々、発災時に対象地域に居た人々(帰宅困難者)とする。
- ・ 防災計画においては、大災害時の防災活動を的確に実行するための活動計画を定めるとともに、その活動を支えるための平時の取り組みも定める。
- ・ 発災時の主要な活動については、一般的な通信手段が使えない状況(通信の復旧見込みは2週間後)や公的機関の支援が受けられない状況を想定し、自助・共助の観点から活動計画を定める。
- ・ 発災時の活動において、延焼防止および火災などに対する避難誘導などは、地域組織の境界を越えた横断的な取り組みが求められる。その為、対象地域の自主防災組織の活動は、近隣の自主防災組織との連携を前提とする。
- ・ 関係する自主防災組織との連携を図る上で、活動に係わる用語および活動の手順、情報交換の方法など、連携に必要な事柄を合わせるものとする。
- ・ 防災計画において地区自主防災隊、玉川学園町内会の役割や責務とともに、地区自主防災隊の役員、町内会の役員(含む、地区・支部役員)および地域住民の役割や責務を定める。
- ・ 災害時の防災活動や平時の取り組みについては、被害想定の変化や地域の実情の変化などに対応するために、適時、見直しを図り改めることとする。
- ・ この防災計画においては、支障のない限り、町田市地域防災計画との整合性を図る。

3. 責務

3.1. 地区自主防災隊の責務

- 発災時
 - ◇ 自主防災隊は、地域住民の安否確認や救出救命救護、搬送、避難誘導、消火などの活動を積極的に行うとともに関係する避難施設の開設や避難施設運営を支援する。
 - ◇ 自主防災隊は、各活動を円滑かつ効率的に行うために、活動の拠点となる防災拠点を設営する。
 - ◇ 自主防災隊は、町内会・自治会、商店会などの地域団体と連携して、地域の安全を守る活動(パトロールなど)や在宅避難者支援をおこなう。
 - ◇ 自主防災隊は、行政組織と連携して、救援活動に協力する。
 - ◇ 自主防災隊は、行政組織と連携して、水・食料や緊急物資の配給活動に協力する。
 - ◇ 自主防災隊は、行政組織や地域団体と連携し、復興事業に協力する。
- 平時
 - ◇ 自主防災隊は、防災計画に沿った防災訓練や防災研修・講話などを通じて地域住民の防災意識の高揚を図り、かつ防災資機材の取り扱いを指導する。
 - ◇ 自主防災隊は、役員や隊員の防災知識を高め、防災資機材の習熟を推進する。
 - ◇ 自主防災隊は、防災活動に必要な資機材を確保し整備する。
 - ◇ 自主防災隊は、地域住民の中から次代の活動を担う人材を集め、防災教育の場を提供し、

防災リーダーの育成を進める。

3.2. 町内会の責務

- ◇ 地区自主防災隊の活動を積極的に支援する。
 - 人的支援や資金および資機材の提供。
 - 地区自主防災隊の防災活動を支援・宣伝する。
- ◇ 地域防災の担い手を育成する。
 - 防災行事(防災体験学習、防災勉強会・連絡会(講話)など)を通じて役員の防災教育を実施し、次代の担い手を育成する。
- ◇ 地域住民の防災意識の高揚を図り、防災に関する啓発活動を積極的に推進する。
 - 防災行事(防災勉強会・連絡会(講話)、おうちで防災訓練、東京防災学習セミナーなど)を通じて、防災意識の高揚を図り、防災に関する啓発活動を進める。
 - 町内会メディア(ホームページ、SNS、機関紙など)を活用して、防災意識の高揚を図り、防災に関する啓発活動を進める。

3.3. 地区自主防災隊役員の責務

- 発災時
 - ◇ 所属する地区自主防災隊の防災活動に積極的に参加する。
- 平時
 - ◇ 地区自主防災隊や町内会の防災の取り組みに積極的に参加し、防災リーダーとしての防災知識を高め、防災資機材の習熟に取り組む。また、防災計画を理解し、履行する技量を高める。
 - ◇ 防災リーダーとして、防災訓練などを主導する。

3.4. 町内会役員および町内会地区役員の責務

- 発災時
 - ◇ 所属する地区自主防災隊の防災活動に積極的に参加する。
- 平時
 - ◇ 地区自主防災隊や町内会の防災の取り組みに積極的に参加し、防災知識を高め、防災資機材の習熟を目指す。また、防災計画を理解し、履行する技量を高める。

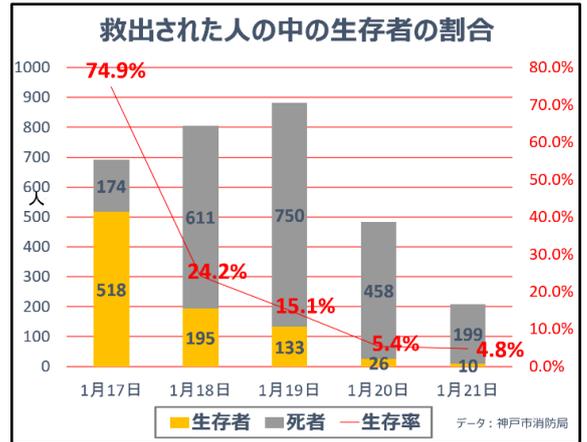
3.5. 地域住民の責務

- 発災時
 - ◇ 自らの命や家族の命を守る自助の精神を大切にする。
 - ◇ 近助・共助力を発揮し、自主防災隊の活動に加わり、「わが町は、自分たちで守る」を実践する。
- 平時
 - ◇ 家具等の転倒・落下・移動防止対策を実施する。
 - ◇ 水・食糧・生活必需品の適正な備蓄を実施する。
 - ◇ 火災警報器や消火器、感震ブレーカーを設置する。
 - ◇ 防災意識や防災関連の知識を高める。
 - ◇ 各種のハザードマップや防災マップにより地域の防災情報を把握する。特に、もよりの一時集合場所や避難場所(避難広場)、避難施設(避難所)、避難経路などを把握する。
 - ◇ 家族とともに「おうちで防災訓練」を定期的実施する。
 - ◇ 自主防災隊や町内会が催す防災行事に積極的に参加し、防災関連の知識を高めるとともに防災資機材の取り扱いを習得する。
 - ◇ 隣近所の住人とのコミュニケーションを図り、いざというときに協力し合える関係をつくりあげる。

4. 地震被害

過去の大震災の分析から、地震による死傷者の多くは、建物や塀などの倒壊や家具等の転倒・移動・落下、地震火災によるものが大半を占めている。地震史の中では、都市部で発生した阪神・淡路大震災から得られ教訓は多い。

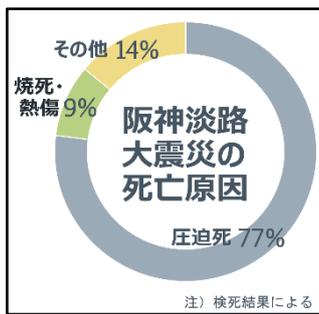
右のグラフは、神戸市の記録で、救出された人の中の生存者の推移を、発災日からの5日間について示したグラフである。この大地震は、平成7年1月17日5時46分に発生した。地震が発生した初日に救出された方内75%が生存している。二日目、三日目と日を迫うごとに生存者の割合が急激に減少していることがわかる。



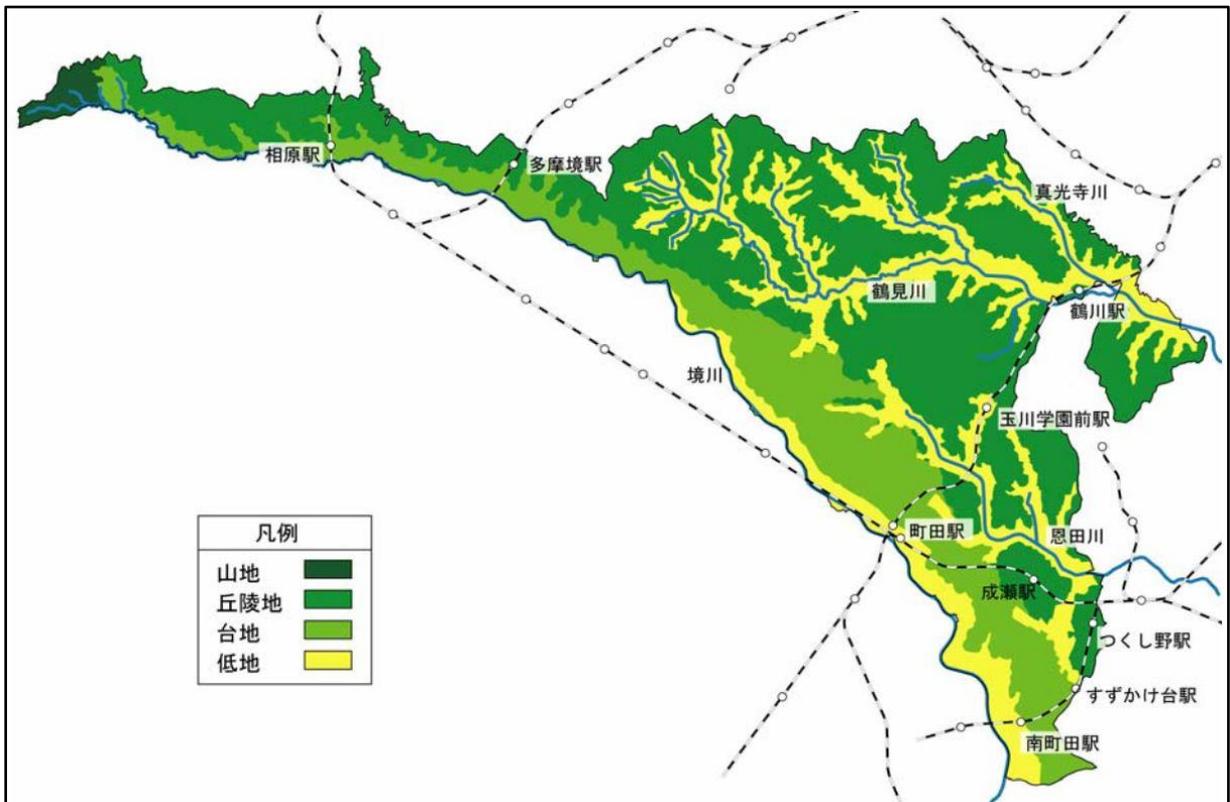
阪神・淡路大震災で亡くなった方の死亡原因は、圧迫死が大部分を占めていて77%、焼死・熱傷が約1割である。その後の調査で圧迫死の内、即死である圧死が9%で、61%が窒息死であった。つまり、がれきや家具の下敷きになりながらも、しばらくは生きていたということで、早期に救出し、医療につな

げていけば助けられたとの反省がある。生存率は発災から救出までの時間に左右される。発災後、救出し、医療にゆだねるまでの時間を短縮することが求められる。

一方、負傷者の多くは、家具等の転倒・移動・落下によるものが多く、中には救出された後にクラッシュ症候群を発症し死亡した例も報告されている。クラッシュ症候群は、人体の筋組織が圧迫をうけて発症し死に至るもので、1時間程度の圧迫で発症した事例が報告されている。このことから、早期の救出と医療にゆだねるまでの時間を短縮することが、防災計画の目標となる。



5. 地域の特性



玉川学園・東玉川学園地域は、多摩丘陵の中にあり、丘陵地と低地に分けられる(上図を参照)。多摩丘陵の丘陵地はローム層が厚く覆っている。この地のローム層は、主に箱根火山、富士山などの火山砕屑物と風化などにより火山灰などが巻き上げられ再び降り積もったものからなる。

《丘陵地の特性》

ローム層は、団粒構造を持ち地耐力または強度、耐食性が強いといわれている。しかし、掘削などによってこの構造を壊すと軟質（地耐力または強度の低下）になるとともに、浸食（水による分散）を受けやすくなる。従って、宅地造成などの掘削をともなう盛り土に対しては、十分な対策が必要である。2000年の建築基準法改正では、耐震基準のレベルアップにより実質的に地盤調査が必須となっている。

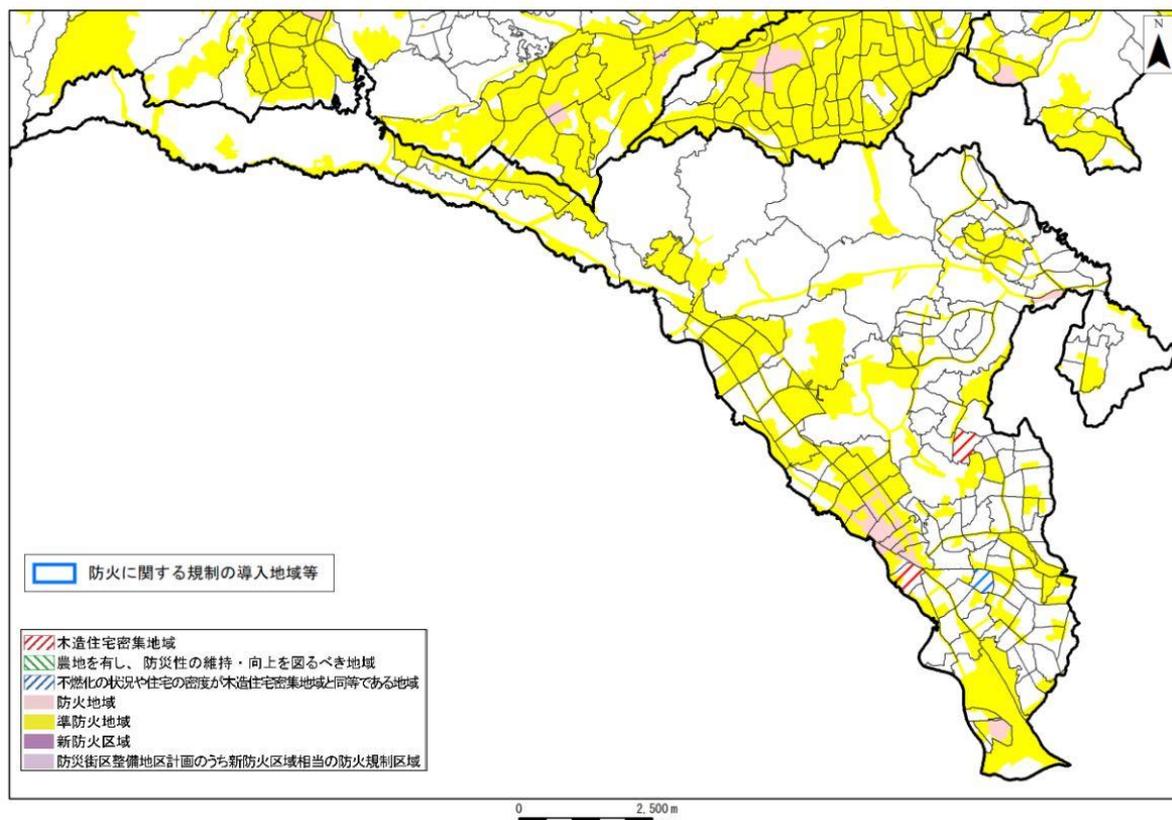
玉川学園・東玉川学園地域では、傾斜地に建てられている建物がほとんどで、防災上、盛り土の問題は避けて通れない。また、ローム層は水を含むと強度が低下する傾向にある。2023年、町田市相原で大規模な土砂崩れが発生した。温暖化による気候変動や異常気象の結果、多発する集中豪雨は、耐震性の低下をまねく。

《低地》

この地域の低地は、雨や多摩丘陵に多い湧水により丘陵が浸食され、流れ出た土砂や植物片などが厚く堆積した地域である。宅地化される前は、小川や沼沢地があった場所である。低地は、地耐力または強度も低く、浸食されやすく、建物の不等沈下を起こしやすく、震度（揺れの強さ）も増大する傾向にある。

6. 地域の危険度および被害想定

玉川学園地域の一部は、木造住宅密集地域や準防火地域に指定されている（下図）。玉川学園地域は、丘陵地であるため坂道が多く、宅地化された時代も古いため、道路幅も狭く、古い住宅が多く存在する。更に、地域全体を見回しても、大型の消防車両が入り込めない場所が多数散見される。このように、消火活動がやりにくい土地柄である。従って、玉川学園地域は、先に述べた盛り土の問題や低地の課題と共に、次に述べる延焼火災の問題を抱える非常に危険な地域であるといえる。



出典：東京都の防災都市づくり推進計画より

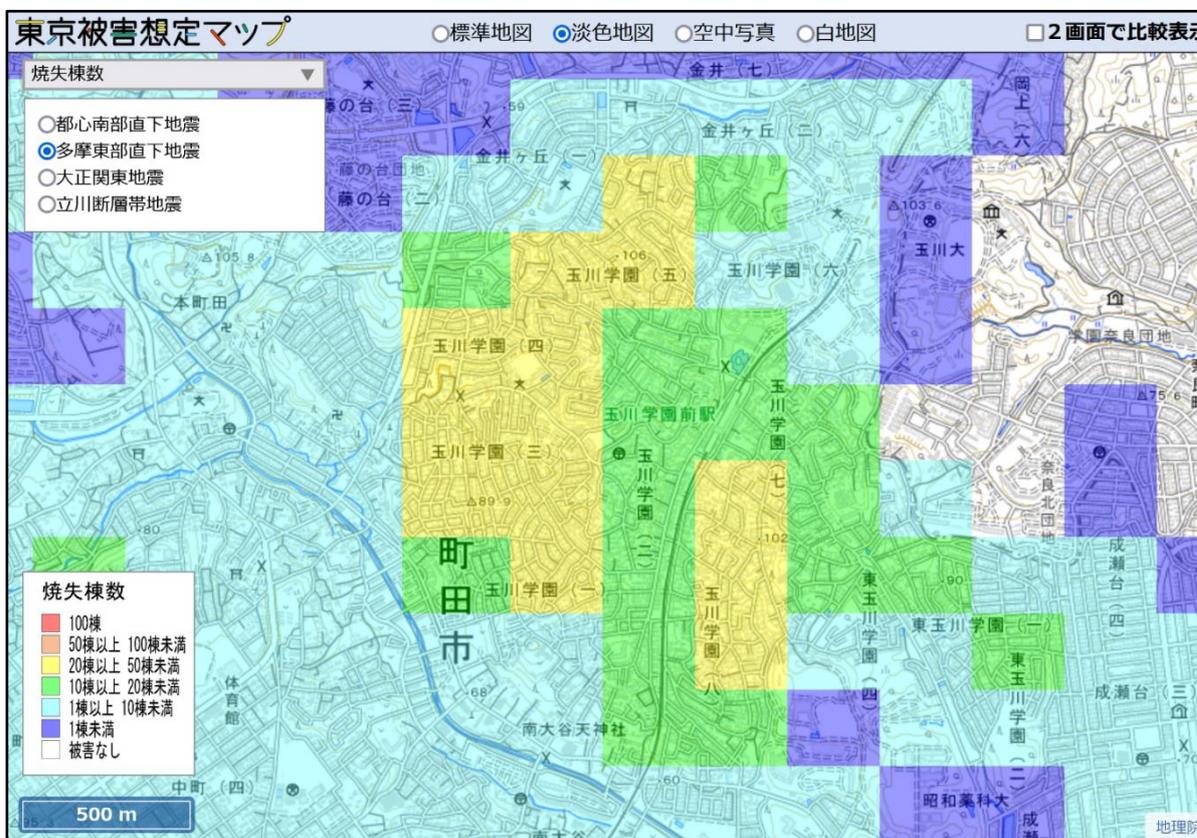
<https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/bosai/bosai4.htm>

大きな地震では、様々な原因で火災が多発する。その多くは、電気系統からの出火である。また、冬場であれば、暖房器具からの引火が多く見られる。余震時の火災では照明のための蠟燭が原因となることもある。首都圏では、道路上に多数の車両が往来しており、車両の衝突により出火するケースも想定される。出火のタイミングもまちまちである。阪神淡路大震災では、復旧の際の通電によって火災が発生している。

地震の影響で、消防機関による消火活動が著しく低下する傾向にある。町田消防署が保有する消防車両は、もともと少ないため（ポンプ車が11台）、多発する火災には対処できない。消防の広域化

により平時であれば、近隣の消防組織からの支援も期待できるが、首都直下地震のような広域的大規模災害においては、それぞれの地域での消火活動にリソースが取られるため、遠方からの支援となる。また、地震による道路閉塞、震災地域から脱出する人や車や帰宅する人や車で出動が妨げられることもあり、短時間に現場にたどり着くことは困難である。

2022年5月に東京都は、首都直下地震による被害想定の見直し結果を公表した。想定の中で、この地域では、多摩東部地震による延焼火災により多くの家屋が焼失すると予想している。



出典:首都直下地震等による東京の被害想定報告書(2022年5月)

《丁目別の被害(死傷者)想定》

東京都の被害想定(2012年)では、町田市の死傷者は、死者 267 人、負傷者 4,189 人である。当時の人口 420,304 人の約1%が被災する結果となった。町田市に、市内の地域ごとの死者や負傷者の人数を問い合わせたが、そこまでの推定作業が行われていないことが判明した。そこで、町田市防災課の計画担当に相談したところ、被害規模について地域特性が反映されている避難率(対象人口に対する避難者数の割合)から死傷者数を推定することは一応の目安となるとの回答を得た。

町田市の地域防災計画の資料編によれば、玉川学園地区で倒壊や焼失で住む家を失った人が町田第五小学校(指定避難所)に避難すると推計した人数は 3,738 人で、対象となる地域*(玉川学園1丁目~4丁目、5丁目の一部、7丁目の約半数、ほか)の人口(約 11,300 人)の 33%である。この避難率 33%は、町田市全体の避難率 12.6%に比べ、2.6 倍である(町田市全体の避難者数 52,939 人)。この避難率をもとに計算した結果、「対象となる地域*」で死者および重傷者が約 50 人、その他の負傷者が約 270 人という結果となった。最悪、これだけの人々の救出救護と医療救護拠点までの搬送が必要となる(死亡の判断は医師が行うため、死者も意識がない重傷者として扱う必要がある)。

新しい被害想定(2022年)では、町田市の死傷者は、死者 121 人、負傷者 2,434 人となっている(多摩東部直下地震:冬・早朝、風速8m/s)。町田市全体の死傷者の数は減少しているものの、地域ごとの人数が推計されていない(指定避難所ごとの避難者数は 2024 年度に公表の予定)。新しい被害想定で判明した延焼被害によっては、この地域の死傷者数がどうなるか不明である。

尚、玉川学園 8 丁目、東玉川学園 1 丁目~4 丁目についても、地勢的には、先に述べた「対象となる地域*」と大きな違いはなく、同程度あるいはそれ以上の被害が想定される。特に、玉川学園 8 丁目は木造家屋密集地域に指定されており、被害規模は他の地域より大きくなると予想される。

過去の事例から、救出救護および搬送は、24時間以内できれば数時間以内に終わることが求められる(24時間を過ぎると生存率が大きく低下する)。従って、救出も搬送も同時に複数の部隊で行う必要がある。

コメント:

町田市地域防災計画第3章第6節第4(救助救急活動)の3には、「市民及び事業所は、・・・防災関係機関が現場に駆けつけることが困難とみられる場合、救出された者を最寄の災害拠点連携病院・震災時医療拠点等の医療救護拠点まで搬送することにも協力するものとする。」とある。

前に述べたように、大震災時に公的機関による早期の救援は望めない。従って、阪神淡路大震災のように、地域住民による共助によって、命を守るしかないことになる。

本文で述べた死者を含む重傷者 50 人と負傷者 270 人は、地区5つ分の被災者の人数である。地区ごとにすると、64 人ほどの死者を含む重傷者と負傷者に対処しなければならない。

発災後24時間以内の救出・搬送で医療機関に繋げるとしたら、どの程度の活動(活動部隊の延べ数)を展開しなければならないか、下記の計算式で求めることができる。

必要な救出部隊の延べ数 = $64 \times \text{救出にかかる平均時間} / 24$

必要な搬送部隊の延べ数 = $64 \times \text{搬送にかかる平均時間} / 24$

(注)搬送にかかる時間は、往復時間(病院での受け入れ時間も含む)

ここで問題となることは、救出した負傷者をどこに搬送するかである。

東京都および町田市では、大きな震災時に医師や看護師などを行政が定めた医療救護拠点に参集させるとしている。市中のクリニックには医師がいない状態になる。

町田市地域防災計画では、町田第五小学校・指定避難所は「準救護連絡所」(局地災害の場合、必要に応じ開設)に指定されている。一方、近隣の成瀬台小学校・指定避難所は「震災時医療拠点」となっていて、発災直後医師・看護師が派遣される。

従って、玉川学園地区では、住民が救出した負傷者を災害拠点連携病院である町田胃腸科病院やあけぼの病院まで搬送しなければならない。救出した場所や搬送する人員の数、搬送資機材にもよるが、搬送は1時間程度かかると思われる。更に、往復時間は、搬送先の病院での受け入れまでの時間加える。同じ部隊が何往復できるかは、構成メンバーの年齢や体力も考慮に入れなければならない。

震災時には、車両の通行規制のため、緊急車両しか通れない道路があり、町田胃腸科病院やあけぼの病院まで車で直送することはできない。

尚、玉川学園町内会では、2018年の市長と語る会やそれ以降の市政懇談会で町田第五小学校を「震災時医療拠点」とするよう要望している。

7. 発災以降の活動の流れ

7.1. 発災の定義

防災計画では、「発災」を震度5強および震度6以上の地震が発生した時とする。また、発災後に発生する震度5弱以上の地震(余震等)が発生した時も「発災」とする。

町田市の地域防災計画によれば、震度5強では、市内の被害状況を把握したうえで、必要と判断した場合、避難施設や医療連携病院などを開設するとしている。また、震度5強では、家屋倒壊等の被災者がいても避難施設が開設されない場合もある(防災課確認済み)。

一方、震度6弱以上の地震が発生した場合(町田市内に設置されている複数の地震計の内、一箇所でも震度6弱以上を示した場合)、町田市は震災第3配備態勢となり、避難施設や医療連携病院なども開設される。

7.2. 震度5強の地震への対応

本防災計画では、震度5強においては、緊急パトロールによって地域の被災状況(倒壊家屋の有無、火災の有無、崖崩れの有無、道路閉塞の有無など)を把握しながら、並行して安否確認等の活動を進めることとする。家屋倒壊や火災、崖崩れ、道路閉塞、負傷者等を発見したときは、平時と同様に119番通報する。

また、町田市の判断で、避難施設が開設されないときは、それに準じた活動とする。

7.3. 発災後の行動や活動

発災後の行動の流れを述べる。第11章の防災活動のタイムラインも合わせて参照するとわかりやすい。尚、火災や土砂災害が発生している場合や救助が必要な負傷者がいる場合は、電話が使える場合は119番通報を試みることに。

(1) 自助

- ◆ 自身の身の安全を確保する。揺れが収まったら次の行動にうつる
- ◆ 屋内にいる場合は避難経路を確保する
- ◆ 火の元を確認し、電源ブレーカーを切る(地震による強い揺れによって漏電等の危険性が高まるため通電を遮断しておく必要がある)
- ◆ 身近にいる家族の安否を確認する
- ◆ 屋外へ出て、近隣の状況(火災、土砂災害、倒木、塀や電柱の倒壊、道路閉塞など)を確認する。
- ◆ 火災が迫っている場合や土砂災害の兆候があるときは、近隣住民に避難を呼び掛け、お互い助け合いながら一時集合場所や避難広場などに避難する(消火活動に協力できる方は、家族を避難させるとともに、自身は一時集合場所へ行き、消火活動に参加する)
- ◆ 家から退避する場合は、窓(雨戸やシャッターがあればそれらも閉める)を閉め、施錠する(防犯上の理由と延焼火災を防止する効果がある)。非常持ち出し袋を忘れずに!
- ◆ 差し迫った問題が無ければ、次の行動にうつる

(2) 近助

- ◆ 近隣住人の安否を確認する。確認結果を一時集場所の自主防災隊に報告する
- ◆ 助けを必要とする住人がいる場合、近隣住民に呼び掛けて協力を求めるとともに一時集場所の自主防災隊に通報し、救助を要請する。自主防災隊の救助部隊とともに救助活動をおこなう

(3) 共助

- ◆ もよりの一時集合場所へ行き自主防災隊の活動に参加する

(4) 自主防災隊の初動期の活動

初動期:発災から～三日目程度、ただし、群発地震の場合は長期化する場合がある。

初動期を発災直後(発災～6時間)と超急性期前期(6～24時間)、超急性期後期(24～72時間)に分ける。

以下は公助が期待できない場合を前提とする。また、発災直後からの時間経過で行う活動を振り分けているが、あくまでも目標とする目安である。更に、大きな余震などが発生すると、その時点を発災直後として行う活動がある。

① 発災直後(発災～6時間)の活動

- ◆ 防災拠点を設置し、活動体制を確立する【自主防災隊の組織図】【自主防災隊担当表】
- ◆ 地域の被災状況を把握したり自主防災隊への協力を呼び掛けたりするために、緊急パト

ロール部隊を出動させる(例えば、地区を複数のエリアに分けて、それぞれのエリアに部隊を出動させる)

- ◆ 対象地域の自主防災組織との連絡手段(通信手段)を確立する
- ◆ 住民からの安否確認情報の収集や「安否情報届」などからの避難行動要支援者情報に基づいて、安否確認が不十分な地域に安否確認部隊を出動させる
- ◆ 地域住民や緊急パトロール部隊、安否確認部隊などからの要請に対して、消火、救出救命救護、搬送、避難誘導などの活動部隊を出動させる

② 超急性期前期(6～24時間)の活動

発災直後の活動に加えて、以下の活動を行う。

- ◆ 避難施設に避難施設開設部隊を派遣する
- ◆ 避難施設に避難施設運営部隊を派遣する
- ◆ 避難施設との連絡手段(通信手段)を確立する
- ◆ 在宅避難者を把握し、連絡網を確立する

③ 超急性期後期(24～72時間)の活動

- ◆ 定期的(3～4回/日)に防火・防犯パトロールを実施する
- ◆ 大きな余震などが発生したときは、緊急パトロール部隊と安否確認部隊を出動させる
- ◆ 連絡網を介して在宅避難者へ情報発信(地域の被災状況、避難施設の開設状況、在宅避難者への支援について、水・食料の配付情報など)
- ◆ 連絡網を介して在宅避難者からの要望・問い合わせを受ける
- ◆ 在宅避難者支援活動を始める
- ◆ 後の「り災証明書」発行に必要となる、被災状況を調べ、写真に収めるよう呼び掛け、合わせて、応急危険度判定と住宅の被害認定の違いを理解してもらうよう呼び掛ける(チラシを配付)

(5) 自主防災隊の活動(発災から三日目以降)

この時期を、急性期(72時間～1週間)、亜急性期(1週間～)に分ける。

① 急性期(72時間～1週間)の活動

- ◆ 防災拠点をこすもす会館、さくらんぼホールに集約する
- ◆ 引き続き、初動期の活動もおこなう
- ◆ 在宅避難者支援が軌道にのる
- ◆ 行方不明者の捜索が始まる

② 亜急性期(1週間～)の活動

- ◆ 行政との連携が多くなる
- ◆ 初動期の活動に加え、在宅避難者の生活支援、復旧・復興支援が中心になってくる。自治体からの情報を収集し、的確に地域住民に伝える
 - ◇ 様々な被災者支援に関する諸制度について理解してもらうチラシを配付するとともに説明の場を設ける
 - ◇ 高齢者等、申請手続きが困難な方を対象にした手助け支援をおこなう
 - ◇ 町田市が行う生活相談窓口を地域住民に伝える
- ◆ 地域復興を目的とする地域復興協議会に住民代表として参加し、防災の立場で災害に強いまちづくりをけん引する

コメント: 公的支援の申請や応急仮設住宅入居のための申請には、「り災証明書」が必要となる。これらの申請は申請期限があり、自ら役所等に出向いて申請しなければならない。

「り災証明書」が必要な公的支援

- 被災者生活再建支援金
- 災害援護資金
- 税金の免除
- 災害復興住宅融資
- 応急仮設住宅の入居 など

8. 発災以降の防災活動

8.1. 防災拠点

防災拠点とは、発災後、自主防災隊が活動する拠点をいう。発災直後から3日間程度は、自主防災隊保有の防災倉庫が設置されている一時集合場所(公園や広場)に自主防災隊の本部を設営し、活動の拠点とする。おおむね四日目以降からは、さくらんぼホール、こすもす会館に拠点を移し、地域の在宅避難者支援に力点を置いて活動する。

【各地区の防災拠点一覧】

地区	名称	住所
第一地区	玉園台児童遊園	玉川学園 3-24-17
第二地区	こども広場	玉川学園 3-35
第三地区	玉川学園 3 丁目児童公園	玉川学園 3-18
第四地区	玉川学園 4 丁目児童公園 第4地区防災倉庫前	玉川学園 4-7
第五地区	玉川学園なかよし公園	玉川学園 6-3
第六地区	東玉川学園1丁目児童公園 第6地区防災倉庫前	東玉川学園 1-9
第七地区	玉川学園7丁目児童公園	玉川学園 7-2
第八地区	東玉川学園化石谷公園	東玉川学園 4-3470-4

《活動内容》

(1) 防災拠点の設営

- ① 防災拠点の周辺の安全(火災や土砂災害、周辺の家屋の状況など)を確認する。
- ② 防災倉庫を開錠し、開設ボックスから取り出した【防災拠点配置図】に従って、設営資機材(受付(テーブル)、テント、簡易トイレおよび簡易トイレキットと簡易トイレ用テント、照明器具、作業テーブル、焚き火台、ごみ箱、アンテナなど)を防災倉庫から出して、設営する。

(2) 防災拠点の運営

防災拠点の運営に当たっては、定期的に防災拠点の周辺の安全(火災の有無、周辺の家屋や電柱など)を確認する。

《防災拠点における活動》

1	地域住民に呼びかけ、協力して安否確認と救出救命救護・搬送を行う(下記のことも含まれる) <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災隊が保有している【安否情報届】に基づく安否確認と救出救命救護・搬送 ・見守りネットワークが行っている見守り支援対象者の安否確認と救出救命救護・搬送
2	火災発生の場合は、地域住民と共に消火活動や緊急避難の呼び掛けと避難場所(避難広場)への避難誘導を行う
3	避難施設の開設作業や運営に人員を派遣する
4	一時集合場所での対応: <ul style="list-style-type: none"> ・防災倉庫のある一時集合場所に防災拠点である自主防災隊本部を設営する ・緊急パトロールを実施し、火災の有無や家屋の倒壊、崖崩れ、電柱や塀の倒壊や倒木による道路閉塞などの被災状況を把握する。同時に、地域住民に対し自主防災隊への活動参加を呼び掛ける(チラシの配布) ・定期的に、在宅避難者などに対し防災活動への参加を呼び掛ける(チラシの配布) ・安否確認に漏れがある場合は、再度、安否確認部隊を派遣し安否確認を実施する ・安否確認結果をまとめると共に、必要に応じて、救出救命救護部隊を派遣する ・火災発生 of 報告を受けて、消火部隊を派遣する ・一時集合場所などを避難者の待機場所とする(待機場所の設営) ・一時集合場所が複数ある場合は、避難待機場所設置のために人員を派遣する ・感染防止対策を実施する(専用受付、動線の分離対策、隔離スペースの確保など) ・一時集合場所に来た避難者を受け入れる ・地域住民の安否や地域の被災状況などを把握し、記録する(避難施設の情報班に報告) ・在宅避難者を把握し、在宅避難者を取り纏める(在宅避難者名簿の作成、在宅避難者ネットワークの構築)

	<ul style="list-style-type: none"> ・避難希望者を把握し、避難希望者に【避難者登録票】を渡し記入してもらう ・避難施設の情報班と連絡を取り、避難者数などの連絡や、開設通知を受ける
5	救護活動を行う
6	避難施設に避難者を避難誘導する
7	避難誘導中に見聞した避難経路周辺の被害状況を避難施設の情報班に報告する

(3) 資機材

防災拠点で使用する資機材を下記に示す。

資機材・帳票類など	
【受付】	テーブル、椅子、ランタン、非接触体温計、医用防護服、医用使い捨てゴム手袋、ゴーグル、マスク、手指消毒用アルコール、消毒用ウエットティッシュ、パイロンとロープ(動線用)、帳票類は下記
【トイレ】	簡易トイレ、トイレ用テント、トイレ用ランタン、携帯トイレ(トイレ袋、凝固剤)、トイレトーパー、ゴミ袋(40L～)、手指消毒用アルコール、消毒用ウエットティッシュ、消毒液(次亜塩素酸ナトリウム液)、パイロンとロープ(エチケットラインと動線用)
【本部および待機場所】	テント(横幕付き)、テーブル、椅子、ブルーシート、毛布、防寒シート、手指消毒用アルコール、救急セット、ランタン、携帯無線機、帳票類は下記
【救護資機材】	テント(横幕付き)、ブルーシート、簡易ベッド、エアマット、テーブル、椅子、洗面器、盥救急セット、AED、非接触体温計、体温計、パルスオキシメーター、医用防護服、医用使い捨てゴム手袋、ゴーグル、マスク(レスピレーター)、手指消毒用アルコール、逆性石鹼、消毒用ウエットティッシュ、殺菌用消毒液(次亜塩素酸ナトリウム液)、三角巾、毛布、使い捨てタオル、ティッシュペーパー、防寒シート、使い捨てカイロ、水(ペットボトル)、紙コップ
【照明・電源・暖房・熱源】	照明:LED 投光器、ランタン、懐中電灯、ヘッドライト、誘導灯 電源:発電機、ガソリン缶詰、ガソリン用携行缶、エンジンオイル、コードリール、電源用テーブルタップ、二次電池、乾電池、二次電池用充電器、通信機器用充電器、大容量蓄電器、太陽光発電パネル 暖房・熱源:焚火台(薪・炭用)、トング、炭、薪、着火剤、点火器、カセットコンロ、カセットガスストーブ、カセットガスボンベ、使い捨てカイロ、消火用バケツ、水、消火器
【水・食料】	水(ペットボトル)、給水袋、ポリタンク、ビスケット、菓缶、紙コップ、使い捨て手袋、サランラップ、新聞紙、ウエットティッシュ、ティッシュペーパー、手指消毒用アルコール
【通信・帳票類・その他】	通信:携帯無線機、無線機用高利得アンテナ、アンテナ用ケーブル、アンテナ用三脚、ラジオ 帳票類(開設ボックス):防災計画書および手順書、資機材の取り扱い説明書、市街地図、地域の住宅地図、ハザードマップ、防災マップ、会員名簿、役員名簿、安否情報届(避難行動要支援者名簿または災害時要配慮者地域名簿)、在宅避難者名簿(記入用)、避難施設駆けつけ隊マニュアル、避難施設開設・運営マニュアル(含む手順書、帳票類)、安否確認表(記入用)、避難者登録票(記入用)、記録用紙、メモ帳、 その他:筆記用具、新聞紙、ガムテープ、ロープ、カッター、工具箱

《体制》

自主防災隊メンバーの中には被災して活動に参加できない方や不在で駆けつけることができない方もいる。このような状況では参集できた人員で活動することが求められる。そのため、参集できた人員で体制が組めるように予め下記のような編成表を作成しておく必要がある。

担当名	1	2	3	・・・	10
隊長・副隊長	玉川 花子	金井 浩二	本町 伸介	・・・	・・・
情報班長・副班長	町田 太郎	南町 一郎	・・・	・・・	・・・
消火班長・副班長	恩田 清子	本町 伸介	・・・	・・・	・・・
・・・	・・・				
防災リーダー（消火）	寺家 桜子	・・・	・・・	・・・	・・・
防災リーダー（救出）	南大谷 忠	・・・	・・・	・・・	・・・
防災リーダー（救命救護）	薬師 樹生	・・・	・・・	・・・	・・・
防災リーダー（搬送）	和光 大輔	・・・	・・・	・・・	・・・
防災リーダー（避難誘導）	山崎 二郎	・・・	・・・	・・・	・・・
防災リーダー（安否確認）	森野 美鈴	・・・	・・・	・・・	・・・
防災リーダー（施設開設）	成瀬 良子	・・・	・・・	・・・	・・・
防災リーダー（施設運営）	原町 金子	・・・	・・・	・・・	・・・

この編成表では、参集できた方に○をつけ序列順に担当を割り付ける。

8.2. 情報伝達

電話やインターネットの復旧は2週間と想定されている。従って、それに代わる情報伝達手段を用いて、地域住民や防災拠点（自主防災隊）、避難施設、地域団体、行政との連絡体制を確立する。

特に、自主防災隊間および防災拠点、支部・班の情報担当との連絡体制の早期構築を実現する。

(1) 簡易無線機による情報伝達

発災以降の情報伝達手段は、通信範囲が約半径3Kmである携帯型簡易無線機を使用する。携帯型簡易無線機を用いて構築できる連絡網は以下の通り。

- ・ 自主防災隊間の連絡
- ・ 自主防災隊と地域の避難施設間の連絡
- ・ 自主防災隊の本部および活動班、各部隊の相互連絡
- ・ 緊急物資・給水情報の伝達（避難施設を介して）
- ・ 行政を含む防災関係機関との連絡（避難施設を介して）
- ・ 近隣自治会及び自治会の自主防災組織との連絡
- ・ 教育機関（町田第五小学校、成瀬台小学校、南大谷小学校、中央幼稚園、さくら保育園、小鳥の森保育園、ころころ児童館）との連絡
- ・ 防災拠点である、こすもす会館、さくらんぼホールとの連絡
- ・ 主要介護施設（桜実会）との連絡

(2) 回覧・ポスティング・掲示板による情報伝達

町内会の回覧システムを利用して在宅避難している地域住民に情報の伝達や情報収集を行う。ただし、実施するときは在宅避難している非会員を回覧システムに組み入れて行う。また、重要な情報（例えば、水・食料の配給情報や行政からの通知等）については情報伝達の確度を上げるため、各戸配付とする。

緊急性が高い情報を伝達する場合は、班の情報担当が中心となり、各戸配付のポスティングを実施する。

緊急性が低く、情報伝達の有効期間が長いものについては、回覧および掲示板を利用する。

8.3. 本部情報班

地区自主防災隊の本部に情報班をおく。また、支部または班（支部の班）に情報担当をおき、本部情報班の所属とする。

本部情報班のお主な役割は、

- ・ 被害状況（人的被害、家屋・塀・電柱などの倒壊箇所と状況、土砂崩れ箇所と状況、火災の有

無と状況、道路閉塞など)の把握および他の自主防災組織との被害状況の共有

- ・ 被害及び被災状況の報告(避難施設の指定職員へ)
- ・ 安否確認の進捗状況や結果の把握と安否情報の交換(安否情報の提供に関しては本人の同意が必須である)
- ・ 地域住民へ協力の呼びかけ(活動への参加呼びかけ、救援物資の提供呼びかけ、など)(チラシ配付)
- ・ 避難者(避難施設入居者)の把握
- ・ 在宅避難者の把握(含む、在宅避難者名簿の作成)
- ・ 在宅避難者支援プログラムの説明と募集
- ・ 在宅避難者への情報提供(配給日など)
- ・ 在宅避難者からの要望をまとめ、避難施設経路で行政等に要望(含む、食料や物資)

8.4. 活動

ここで述べる活動の多くは、公的機関による活動が本格化するまでの繋ぎの活動であるが、過去の大震災の教訓から、火災への初期対応(延焼を防ぐため)と24時間以内(可能であれば数時間以内)の救出救護や負傷者の医療機関への搬送が欠かせない。

(1) 被害状況の把握と防災活動への協力の呼び掛け

◆ 《活動内容》

緊急パトロール部隊を派遣し、【被害状況報告書】を使って地域の被害状況を把握するとともに、在宅避難者に地域の防災活動(安否確認、救出・救命・救護、搬送、消火の各活動)に協力するように呼び掛ける(ハンドマイクを使った呼び掛けと【協力要請チラシ】の配布)。簡易無線機による他の自主防災組織との情報伝達体制を確立し、火災や土砂崩れ、道路閉塞などの情報を共有する。特に、延焼火災からの避難や負傷者の搬送(医療拠点への搬送)では、避難ルートや搬送ルートを決定する過程で、候補に挙げたルートの安全性を確認する必要がある。その為、ルートに係る地域の被害状況を共有することで迅速な対応が可能になる。被害状況が不明な場合は、係る自主防災組織は被害状況の把握を優先する。

《体制》

防災リーダーを中心に地域の協力者とともに緊急パトロール部隊を編成し活動する。

《資機材等》

【帳票類】 地域の住宅地図、防災マップ、【被害状況報告書】、【協力要請チラシ】ほか
【安否確認活動で使用する機材】 ハンドマイク、ヘッドライト、懐中電灯、ほか
【通信機器・情報機器】 携帯無線機、GPS、ラジオ
【その他】 筆記用具、メモ帳

(2) 安否確認

◆ 《活動内容》

- ・ 発災直後の安否確認は、近隣住民相互の安否確認を基本とする。安否確認結果を一時集合場所の自主防災隊に報告する。救助を必要とする場合は、一時集合場所の自主防災隊に救助を要請する。
- ・ 近隣住民相互の安否確認を補完する形で、自主防災隊の安否確認部隊を派遣し、地域住民の安否を確認する。
- ・ 安否確認のタイミング:安否確認は、発災直後や大きな余震の直後、地震による土砂災害や火災の直後などに行う。

コメント:近隣住民相互の安否確認訓練によって住民の安否確認意識を高める必要がある。

《体制》

- ・ 自主防災隊と連携が取れるように、近隣住民相互の安否確認をマニュアル化する。
- ・ 地域住民と自主防災隊間の繋ぎ役は、町内会組織を活用し、班長または班に設けた防災担当者(情報担当者または見守り担当者)が担う。
- ・ 自主防災隊においては、安否確認部隊や行方不明者の捜索隊を派遣できるように人員

の確保や、資機材の充実を進める。

- ・ 安否確認部隊:安否確認が不十分な支部や班に派遣する。

《資機材等》

【帳票類】 安否確認表(安否確認結果を記載する)、地域の住宅地図、安否情報届(地域住民から提供された封書入りの世帯情報)、見守り地図(地域の見守り活動で作成された地図)ほか
【安否確認活動・行方不明者の捜索で使用する機材】 ハンドマイク、ヘッドライト、懐中電灯、ほか ドア・窓ガラスの打ちこわし用(バール(中)、ボルトクリッパー、万能斧、軍手(滑り止め付き)、革手袋、ヘルメット、保護メガネ、防塵マスク)
【通信機器・情報機器】 携帯無線機、GPS、ラジオ
【その他】 筆記用具、メモ帳

(3) 救出救命救護

◆ 《活動内容》

救出救護部隊を派遣して、二次被害に合わないよう救出活動をおこなう。

- ◆ 課題:必要とするマニュアル【救出救護救命マニュアル】

《体制》

防災リーダーを中心に地域の協力者とともに救出部隊を編成し活動する。

《資機材等》

【救出救助用資機材】 救出救助:(救出用具や支援用の資機材は複数セット必要) 可搬型救出用具セット(救出バール、ハンマー、ワイヤーカッター、鋸、ボルトクリッパー、ドライバー、スコップ、つるはし、たがね、金槌、万能斧、ジャッキ)、チェーンソー、エンジンカッター、油圧ジャッキ、枕木、鳶口、ロープ、脚立、梯子、避難用縄梯子、毛布、軍手(滑り止め)、革手袋、ゴム手袋、ヘルメット、保護メガネ、防塵マスク、ヘッドライト、誘導灯、電源、コードリール、LED 投光器、ハンドマイク、パイロン、パイロン用ロープ
【救命用資機材】 AED、シート、毛布(防寒用ブランケット)、LED 投光器、電源、パイロン、パイロン用ロープ
【救護用資機材】 三角巾、救急セット(含む副木、手袋、マスク、ガウン)、水(ペットボトル)、シート、毛布(防寒用ブランケット)、LED 投光器、
【その他】 ハンドマイク、携帯無線機、GPS、ラジオ、救急セット、水(ペットボトル)、ビスケット、飴、パイロン 防災マップ、地域の住宅地図、筆記用具、メモ帳

(4) 搬送

◆ 《活動内容》

搬送部隊を派遣して、搬送活動をおこなう。搬送ルート決定は、道路閉塞の有無や使用する道路周辺の安全確認のため本部情報班と連携して行う。また、搬送ルートが他の地域に係る場合は、係る自主防災組織の本部情報班と連携して行うこともある。

- ◆ 課題:必要とするマニュアル【搬送マニュアル】

《体制》

防災リーダーを中心に地域の協力者とともに搬送部隊を編成し活動する。

《資機材等》

【搬送用資機材】 リヤカー、車椅子、担架、おんぶ紐(背負い搬送具)、毛布、懐中電灯、ヘッドライト
【その他】 携帯無線機、ハンドマイク、救急セット、水(ペットボトル)、誘導灯、市街地図、地域の住宅地図、筆記用具、メモ帳、GPS、ラジオ

(5) 消火

◆ 《活動内容》

消火部隊を派遣して、消火活動をおこなう。延焼の可能性があるので、火災現場周辺(特に風下側)の住民に避難場所(避難広場)への避難を呼び掛け、避難場所(避難広場)へ誘導する(避難誘導)。搬送部隊の出動を要請し、避難行動要支援者を、搬送する。更に、延焼が地区外におよぶ可能性がある場合は、速やかに関係する自主防災組織に連絡し、消火部隊や避難誘導部隊の派遣を要請する。

避難ルートの決定は、道路閉塞の有無や使用する道路周辺の安全確認のため本部情報班と連携して行う。また、避難ルートが他の地域に係る場合は、係る自主防災組織の本部情報班と連携して行うこともある。

◆ 課題:必要とするマニュアル【消火マニュアル】、【避難誘導マニュアル】

《体制》

防災リーダーを中心に地域の協力者ととも消火部隊を編成し活動する。

延焼火災に備えて、避難の呼び掛け、避難誘導などの活動体制も構築する。

《資機材等》

【消火用資機材】(資機材は複数セット必要) スタンドパイプセット、可搬型消防ポンプ、延長用ホース、ヘルメット、防護服、防護メガネ、防護手袋、ヘッドライト、ハンドマイク、携帯無線機、誘導灯、パイロン、パイロン用ロープ 防災マップ、地域の住宅地図、筆記用具、メモ帳、GPS、ラジオ、資機材運搬用リヤカー
【避難の呼び掛け・避難誘導】 ハンドマイク、携帯無線機、ヘッドライト、ヘルメット、誘導灯、防災マップ、地域の住宅地図、筆記用具、メモ帳、GPS、ラジオ

(6) 避難誘導

◆ 《活動内容》

避難誘導部隊を派遣して、避難の呼び掛けと避難誘導をおこなう。

ここでいう避難誘導とは、次の2つを指す。

- 火災等から逃れるために地域住民を一時集合場所や避難場所(避難広場、学校のグラウンドなど)に誘導すること
- 自宅に住めなくなった避難者を避難施設に誘導すること

避難ルートの決定は、道路閉塞の有無や使用する道路周辺の安全確認のため本部情報班と連携して行う。また、避難ルートが他の地域に係る場合は、係る自主防災組織の本部情報班と連携して行うこともある。

◆ 課題:必要とするマニュアル【避難誘導マニュアル】

《体制》

防災リーダーを中心に地域の協力者ととも避難誘導部隊を編成し活動する。

《資機材等》

【避難誘導用資機材】 リヤカー、キャンピングカート、車椅子、おんぶ紐(背負い搬送具)、毛布、懐中電灯、ヘッドライト、ヘルメット
【その他】 携帯無線機、ハンドマイク、救急セット、水(ペットボトル)、誘導灯、市街地図、地域の住宅地図、防災マップ、筆記用具、メモ帳、GPS、ラジオ

(7) 緊急パトロール

◆ 《活動内容》

緊急パトロールは、地震発災直後(含む、大きな余震直後)および震災時の火災鎮火後、などで行われる。

緊急パトロール部隊は、地域の被害状況を調べ【被害状況報告書】に記載し報告する。パトロール中に火災を発見したら、自主防災隊本部に無線で連絡して消火部隊の出動を要請する。パトロール中に、異常(倒壊および土砂崩れの兆候、道路閉塞など)を発見したら、自

主防災隊本部情報班に無線で連絡(避難誘導部隊の派遣を要請)するとともに、関係する地域住民に避難を呼び掛ける。

《体制》

防災リーダーを中心に地域の協力者とともに緊急パトロール部隊を編成し活動する。

《資機材等》

【パトロール用機材】

携帯無線機、懐中電灯、ヘッドライト、ヘルメット、ハンドマイク、被害状況報告書、地域の住宅地図、防災マップ、ハザードマップ、GPS、カメラ、筆記用具、メモ帳

(8) 防火・防犯パトロール

◆ 《活動内容》

防火・防犯パトロールは、定期的に地域を巡回する。

防火・防犯パトロール部隊は、主に防火・防災・防犯などの観点から地域を巡回する。パトロール中に火災を発見したら、自主防災隊本部に無線で連絡して消火部隊の出動を要請する。パトロール中に、異常(倒壊および土砂崩れの兆候、道路閉塞など)を発見したら、自主防災隊本部情報班に無線で連絡(避難誘導部隊の派遣を要請)するとともに、関係する地域住民に避難を呼び掛ける。

《体制》

防災リーダーを中心に地域の協力者とともに防火・防犯パトロール部隊を編成し活動する。

《資機材等》

【パトロール用機材】

携帯無線機、懐中電灯、ヘッドライト、ヘルメット、ハンドマイク、被害状況報告書、地域の住宅地図、防災マップ、ハザードマップ、GPS、カメラ、筆記用具、メモ帳

(9) 行方不明者の搜索

《活動内容》

搜索部隊は、行政が行う行方不明者の搜索に協力する。

(10) 在宅避難者支援プログラム

《活動内容》

情報伝達

- 在宅避難者の組織化(在宅避難者名簿の作成)
- 在宅避難者へ緊急物資の配給情報や給水情報を提供する。また、行政等からの重要事項の伝達をおこなう。
- 在宅避難者からの要望(特に、水・食料・生活必需品の要望については、プル型支援300品目から選択してもらう)をまとめて、避難施設を介して、町田市に要請する。

配給支援

- 在宅避難者への物資配給拠点である避難施設の配給業務を担う人員を地域組織から派遣する。
- 緊急物資・水・食料・生活必需品の配給支援(避難施設に受け取りに行けない世帯への支援)をおこなう(避難行動要支援者リスト、見守り支援者リストなども活用する)。

生活再建支援

生活再建支援は、災害対策基本法のもと行政によって行われる。対象となる地域の地域組織は生活再建が円滑かつ迅速に進むよう活動する。

(注) 公的支援の申請や応急仮設住宅入居のための申請には、「り災証明書」が必要となる。これらの申請は申請期限があり、自ら役所等に出向いて申請しなければならない。避難行動要支援者の中には、頼る家族がおらず、自ら動けない方や、自ら申請手続きができない方がいる。この支援の目的は、このような方を支援し、行政と結び付けることが狙いである。

「り災証明書」が必要な公的支援

- ◇ 被災者生活再建支援金
- ◇ 災害援護資金

- ◇ 税金の免除
- ◇ 災害復興住宅融資
- ◇ 応急仮設住宅の入居 など
- 生活再建にかかわる諸手続きの内、地域住民が行うべき申請手続き(詳細は旧版東京防災 P253～P259 を参照、新版東京防災 P254～P262 を参照、)において自ら申請が困難な住民を対象に町田市生活再建窓口の紹介などを支援する。

その他の支援

復旧の進捗を見守り、問題(復旧の遅れや復旧の見落としなど)があれば住民代表として、行政と話し合う。

《体制》

町内会の組織を活用して、地区・支部ごとに情報伝達体制や配給支援体制などを確立する。

この活動は、地区長が主導し、支部長や副支部長が補佐する。

地区長、支部長、班長、班の情報担当(班長のほかに情報担当を置くことを推奨する)が被災し活動できない場合は、平時から、それぞれ複数の代理を置き活動できるように体制を組むこと。

情報伝達

- ・ 在宅避難者を組織化する。
- ・ 情報の流れ: 市民センター⇄避難施設(指定職員)⇄自主防災隊(隊長・情報班長)⇄支部長または地区長⇄班長または情報担当⇄住民
- ・ 情報の流れに沿って体制を組む。
- ・ 伝達手段は、
 - 回覧形式、掲示板、ポストイン

配給支援

【配給支援マニュアル】に従って配給支援をおこなう。

コメント:【配給支援マニュアル】には、運搬手段(リヤカーなど)やその確保、運搬経路図(複数経路)、運搬の頻度、地域の集積拠点なども明記。

コメント:避難施設以外に配給拠点を設けるアイデアもあるが、行政の対応や運営体制に課題がある。

生活再建支援

【生活再建支援マニュアル】に従って生活再建支援をおこなう。

《資機材等》

【配給支援用資機材】

リヤカー、キャンピングカート、懐中電灯、ヘッドライト

【その他】

携帯無線機、ハンドマイク、市街地図、地域の住宅地図、在宅避難者名簿、筆記用具、メモ帳、冊子東京防災り災証明申請等の書類

(11) 避難施設の開設・運営支援

《活動内容》

避難施設に開設部隊を派遣する。開設部隊は、【避難施設開設マニュアル】に基づいて、町田市避難施設指定職員や施設管理者(学校関係者)とともに避難施設を開設する。

避難施設に運営部隊を派遣する。運営部隊は、【避難施設運営マニュアル】に基づいて、町田市避難施設指定職員や避難者とともに避難施設の運営を手助けする。この支援は、避難者自治を実現することが目的である。

避難施設は、避難者の収容(避難生活の場を提供)以外に、災害時の情報拠点、支援物資等の集積拠点としての機能がある。何れも、避難施設に居住する避難者だけでなく、在宅避難者に対しても機能しなければならない。避難施設において、在宅避難者に対応する活動を担う部隊は、各地域組織から派遣する必要がある。

〈情報拠点〉

避難施設において、行政と地域住民、双方向の情報伝達を仲立ちする

〈支援物資拠点〉

物資の荷下ろし、仕分け、保管管理、配給窓口業務 など

〈応急給水栓の管理〉

避難施設の応急給水栓において在宅避難者向け給水活動をおこなう

《体制》

- ◆ 開設部隊を編成し、派遣する(各地区自主防災隊から3名以上)
- ◆ 運営部隊を編成し、派遣する(各地区自主防災隊から2名以上)
- ◆ 情報拠点機能および在宅避難者向け給水と物資の支援を担う部隊を編成し、派遣する(各地区から2名以上)

9. 防災リーダー育成プログラム

《【平時編】に組み込まれる内容ではあるが【発災編】に密に関連することなので記載する》

本プログラムによって、発災時の各活動(救出救護、消火、避難誘導、搬送など)で現場のリーダーとなる方々を育成する。

【育成プログラムについて】

地域在住の方で、防災活動に関心があり、地域の防災訓練等に参加したことのある方を対象に、一定の条件を満たした方を発災時の防災リーダーと認定する制度である。

下記の条件をすべて満たしたときに防災リーダーと認定する。

- ◆ 東京都主催の防災市民組織リーダー研修を修了していること
- ◆ 町田消防署主催の防火防災コーディネーター講習会(または同等な講習会)を修了していること、または救命技能認定(普通救命講習)または応急処置技能認定(上級救命講習)または防災士の資格を有すること(何れか一つ満たしていればよい)
- ◆ 地区自主防災隊で2年以上活動していること

上記研修や講習会(防火防災コーディネーター講習会、普通救命講習、上級救命講習)にかかる費用を補助する(ただし、補助の対象は修了または認定時または更新時の受講のみ)。

コメント: 救出活動などに必要なチェーンソーやエンジンカッターの取り扱いについては一定の講習を必要とする。

10. 課題

10.1. 防災体制の見直し・人材育成・資機材の充実

先の述べた活動は、自主防災隊の主要な任務であるが、現行の班体制(情報班、消火班、救出救護班、避難誘導班、給食給水班など)ではカバーしきれない活動もある。現行の班体制の見直しが必要と思われる。→自主防災隊の組織構成の見直し。

この防災計画で述べた活動を実施するには、人も資機材も不足することが明らかである。→発災時に活動できる人材や資機材の確保が大きな課題となっている。

- ◆ 根拠のある必要人員の見積りに沿った、防災リーダークラスの人材確保と育成
- ◆ 根拠のある見積りに沿った、資機材の確保

これらの活動を円滑かつ的確に進めるためには、平時からの取り組みが必要となる。この取り組みの内容については【平時編】で定める(含む、防災リーダークラスの人材確保と育成計画)。

【平時編】では、町内会役員・支部役員を含む地域住民の防災意識の高揚と防災知識の習得の為の啓発活動や防災活動に必要なスキルアップのための訓練についても定めていく。

10.2. 地域住民の防災意識

これまでも、防災意識の高揚や防災知識の習得のために、総合防災訓練、地区防災訓練、防災連絡会、防災体験学習、東京防災学習セミナー、「防災」寄り合い、市政懇談会、町内会の機関紙である「町内会広報」と「町内会だより」、町内会ホームページ、町内会発行のチラシなどを通じて、啓発活動を行ってきたが、2020年の「防災アンケート」からその効果が不十分であると思われる。

その根拠としては、「家具転防止」対策や水・食料の備蓄が不十分であること、総合防災訓練や地区防災訓練への参加率が低迷していることなどがあげられる。

その原因は何か、内閣府の調査分析で、日本人の災害に対する意識の現状が紹介されている。それによれば、「災害に対する人々の意識や知識も十分であるとは言いがたい。喉元過ぎれば熱さを忘れる、とのことわざに象徴されるように、大災害が起こった直後には意識が高まるものの、時間の経過

とともに意識が薄れる傾向が見られる。また、災害に関して知っているつもりでも、基本的な知識が間違っていたりする場合や、災害に関する警報が周知されても、危険を回避する行動を取らないといった場合もある。」。詳細は下記 URL を参照のこと

<https://www.bousai.go.jp/kaigirep/hakusho/h19/bousai2007/html/honmon/hm01000103.htm>

この現状に対しては、危機意識を喚起するような継続的な取り組みが必要となる。

その一つとして、東玉川学園・成瀬台地域の9つの自主防災組織の連合体が発行している「ひな
ん施設だより」などの定期刊行物による啓発活動があげられる。

11. 防災活動のタイムライン

防災計画 防災活動のタイムライン（発災以降） Rev.05

自主防災隊長会議

